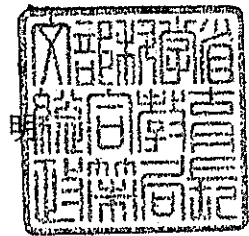


写

30文科高第954号
平成31年1月11日

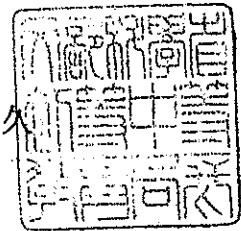
各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属高等学校(中等教育学校後期課程を含む) 殿
を置く各国公立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長
清水



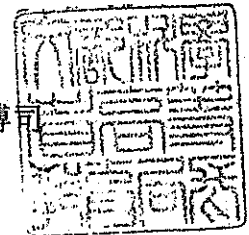
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
義本 博司



(印影印刷)

高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について (通知)

文部科学省では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、本年10月に予定される消費税率引き上げによる増収分の一部を財源とする高等教育無償化の制度について検討してきたところですが、今般、政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されましたので、お知らせいたします。

本方針においては、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしており、一定の要件の確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程を置くものに限る。）に入学・在学している学生が支援対象となります。

今後は、本方針に基づき、本年の通常国会への法案提出を予定しています。新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。

支援対象となる学生は、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲が確認されることが必要となります。

また、給付型奨学金の予約採用手続は、進学前の高校三年生等を対象として本年の夏以降に実施する予定です。これまで経済的事情により進学を断念せざるを得なかった生徒にも進学の機会を確保できることとなる新たな支援措置の内容について、高等学校段階における進路指導と併せて周知をお願いします。

各都道府県知事及び各指定都市市長におかれては、本件について、所轄の高等学校等（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び学校法人等に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会教育長及び所管の高等学校等に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の高等学校等に対して、各国公立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

添付しています本方針、方針の概要、参考資料等を文部科学省の下記ホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページ（※）に掲載しておりますが、今後の検討

状況についても随時お知らせしていく予定です。

(※) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

なお、本件に関するお問合せは、下記の宛先にメールにて御連絡ください。

(本件問合せ先)

<方針について>

文部科学省

高等教育局 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111(代表) (内線 3495、3505、3956、2975)

e-mail: qafutankeigen@mext.go.jp

<高等学校の進路指導に関することについて>

文部科学省 初等中等教育局

児童生徒課

電話：03-5253-4111(代表) (内線 4728)

e-mail: career@mext.go.jp

<高等専修学校に関することについて>

文部科学省 総合教育政策局

生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111(代表) (内線 2915)

e-mail: syosensy@mext.go.jp